

○文化芸術都市創造計画の策定に向けて

1. 計画策定のスケジュール

平成24年度第3回審議会（3／21）…計画素案を審議

↓・計画素案まで作成（平成24年度）

平成25年度第1回審議会（8／27）…「重点プロジェクト」「数値目標」「推進体制」を審議

↓・計画の再構成・修正

平成25年度第2回審議会（10／23）…計画素案（修正案）の審議

↓・市長タウンミーティング（10月～12月に各区で開催）

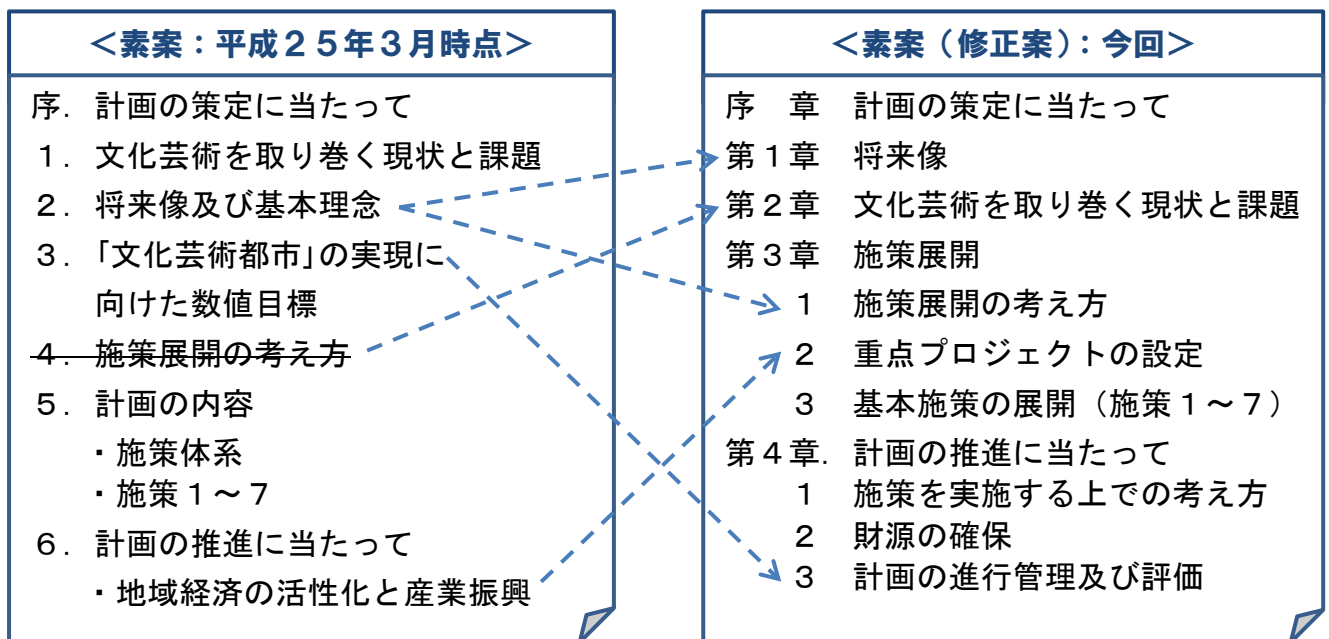
↓・パブリックコメント（1月～2月）

↓・計画案の作成

第3回審議会（3月開催予定）…計画案の審議・答申

2. 素案からの主な修正点について

■全体構成



<全体構成見直しのポイント>

- ① 「2 将来像及び基本理念」は、「将来像」と改めた上で第1章に位置付け、基本理念については「第3章－1 施策展開の考え方」に整理
- ② 「3 文化芸術都市の実現に向けた数値目標」は、「文化的なまち・芸術のまちとイメージする市民の割合」に一本化し、「第4章－3 計画の進行管理」に成果指標として整理
- ③ 「4 施策展開の考え方」は、「第2章文化芸術を取り巻く現状と課題」に整理
- ④ 「5 計画の内容」は、「第3章施策展開」と改め、新たに重点プロジェクトを設定
- ⑤ 「6 計画の推進に当たって」のうち、「地域経済の活性化と産業振興」の考え方については、「第3章－2 重点プロジェクト」に反映した上で、新たに今後の推進体制強化の方向性や文化基金を活用した財源確保に関する内容を記載

■主な修正点

	計画 (P)	追加・修正箇所	追加・修正に当たっての考え方及びポイント
1	P17 ～20	<p>第3章 施策展開 2 重点プロジェクトの設定 ○重点1 文化芸術を活かしたまちの活性化 ・国際的な芸術際の開催 ・芸術家と地域の交流の促進 ・文化芸術と産業の連携強化 ○重点2 文化芸術都市創造を担う人材の育成 ・芸術家に対する総合的な支援 ・文化芸術活動を支える人材の育成 ・文化芸術活動をコーディネートできる人材の育成 ○重点3 さいたま市の魅力ある資源の活用と発信 ・魅力ある資源を活用した事業の推進 ・魅力ある資源の連携 ・魅力ある資源の発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回審議会（8／27）における検討内容を踏まえて設定 ＜審議会での主な意見＞ ・カタカナ用語やわかりにくい言葉については、用語解説をつける必要がある（重点2） ⇒アーティスト・イン・レジデンスに注釈を設定 ・芸術家の支援を行うにあたり、文化施設のあり方の検討が必要ではないか（重点2） ⇒施策7－1（P36）に反映 ・企画・運営できる人材の育成には、市内外大学との連携が必要ではないか（重点2） ⇒第4章1（2）（P41）に反映 ・伝統的な文化財や郷土芸能などの活用を重点3に盛り込んでどうか（重点3） ⇒伝統的な文化財については6－2に反映（P35） ⇒郷土芸能については3－2（P27）に反映
2	P27	<p>3 基本施策の展開 施策3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展 3－1 伝統的・民俗的な文化芸術の継承 3－2 伝統的・民俗的な文化芸術に触れる機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「後継者育成に対する支援」は、「伝統的・民俗的な文化芸術の支援」という標記であったが、内容が後継者育成に関するものであるため、よりイメージしやすい表現に修正 ・伝統的・民俗的な文化芸術の継承を図るため、人材の情報収集に努め、専門的な指導を必要としている個人や団体等につなぐ取組を新たに追加 ・3－2＜取組例＞について、伝統文化施設における～を削除
3	P32	<p>施策5 地域に根ざした文化芸術資源の発掘・保護・活用 5－5 多彩な文化芸術資源の発掘・保護・活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5－6と5－5の取組を整理し、5－5 多彩な文化芸術資源の発掘・保護・活用に一本化 ・今後の取組としては、「各区の個性を活かした文化芸術関連事業の推進」と「文化財の保存・継承」に整理
4	P34	<p>施策6 多様な文化芸術に触れる機会の提供 6－1 文化芸術を通じた交流の促進 6－2 文化芸術によるまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施策6は6－1～3の3つの取組で構成されていたが6－1文化芸術を通じた交流の促進と6－2文化芸術によるまちづくりに整理・統合 ・6－1に「多様な芸術家と地域の交流（アーティスト・イン・レジデンス）」を新たに追加 ・6－2に「文化芸術を活かしたまちづくり事業への支援」を新たに追加

	計画 (P)	追加・修正箇所	追加・修正に当たっての考え方及びポイント
5	P37	施策7 文化芸術の場となる施設の充実 7-2 文化芸術都市創造に向けた拠点機能の構築と施設連携	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術都市創造に向けて、拠点となる施設（文化センター）を定め、多様な活動主体を総合的に支援（人材・情報・相談など）する機能を構築することで、創造活動の活性化を図る
6	P40	第4章 計画の推進に当たって1 施策を実施する上での考え方 ○「政策形成」と「事業推進」の役割分担の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市と審議会による政策形成 市は、市民の主体的な活動の側面的支援や文化施策の企画・立案・財政支出等を行い、文化振興事業団や指定管理者との役割分担を進める 政策形成と事業推進の役割分担を進め、民間のマネジメント的な視点や専門的な人材・ノウハウを活用し、より専門的かつ効率的な文化芸術事業の実施を図る
7	P41	(3) 公益財団法人さいたま市文化振興事業団の役割と連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> 現状において、文化振興事業団は、これまで蓄積されてきた専門的な人材や情報、地域ネットワーク等を有しており、こうした利点を最大限活用し、計画の主要な推進主体として位置づけ、長期的な視点に立った事業の推進体制の構築を目指す
8	P41	(4) 推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 推進体制の強化を図るため、事業団の機能強化やアーツカウンシル的な仕組みの導入について、幅広い視点から検討をしていくことを位置づけ アーツカウンシルの機能としては、助成事業に関する専門的な審査、先駆的な事業の実施、調査研究機能などが想定される 文化振興事業団については、計画の主要な推進主体としての機能を高め、より効果的な施策の推進を図る
9	P42	2 計画の進行管理 <成果指標> 「文化的なまち・芸術のまち」とイメージする市民の割合 ○平成25年度 15.0% ⇒平成32年度 25.0% ※平成24年度 13.7%	<ul style="list-style-type: none"> 審議会での議論を踏まえ、以下の3つの数値目標を③に一本化し、計画の成果指標として整理 <審議会での主な意見> <ol style="list-style-type: none"> 文化芸術活動への参加率 ⇒鑑賞者を増やしても文化芸術都市にはつながらないのではないか ⇒参加率の定義が難しく、無理があるような気がする 文化芸術活動を含む年間来訪者数 ⇒年間来訪者数が本計画の数値目標に適正かどうかについては疑問を感じる 「文化的なまち・芸術のまち」のイメージ向上 ⇒イメージを向上させることは良いと思うし、重要な方向だと思う <参考> <ul style="list-style-type: none"> ○現状で把握できる数値（参考値） <ul style="list-style-type: none"> ・アーティスト数7,206人（H17国政調査） ・クリエイティブ産業事業所数1,245事業所（H21年経済センサス） ○他の参考事例 <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市：芸術文化活動が都市の魅力づくりにつながっていると感じる市民の割合 ・大阪市：ボランティア活動など、文化に関する集団活動に参加したことがある市民の割合 ・浜松市：音楽をはじめとする市の文化事業に対する満足度 ・名古屋市：芸術家の数、文化関連産業事業所数